

男女共同参画週間とは？  
 男女共同参画社会基本法の公布、施行日を記念して国は平成12年に毎年6月23日からの1週間を  
 男女共同参画週間と定めました。

盛岡で働く女性・人事担当の方  
 必見です！！



## 男女共同参画週間

# もりおか展

開催期間：平成19年6月22日（金）～6月28日（木）

入場無料

### パネル展示コーナー

『イラストで学ぼう！ 男女共同参画社会基本法』

男女共同参画社会づくりのためのマニュアル法！昨年引き続き展示します。

### この機会に均等法に触れてみませんか？

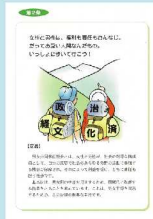
『どこが変わったの？働く人のための改正男女雇用機会均等法』

2007年4月にスタートした改正男女雇用機会均等法。働く人ならば、全ての人に關わる法律です。  
 改正ポイントの紹介と  
 盛岡で働く女性のホンネと均等法についての意識調査結果を展示。

『時代の変化とともに 働く婦人の家から女性センターへ』

働く婦人の家として誕生してから34年。  
 盛岡の女性の歩みを女性センター別館の歴史とともに振り返ります。

もりおか女性の会  
 紹介パネルもあります！



## 男女共同参画週間記念フォーラム

『聞いてみたい！ママとパパの育児休業』  
 しごとと子育てのよりよいバランスについて一緒に考えてみませんか？

講演：寿 桂さん（岩手日報社記者）他  
 コーディネーター：平賀 圭子（もりおか女性センターセンター長）

日時：平成19年6月23日（土） 13:30～15:30 まで

会場：もりおか女性センター別館

参加費：無料

託児：事前申込みが必要です。6ヶ月～未就学児まで  
 （6月18日×切）

フォーラムの問合せ・申込先  
 →もりおか女性の会 TEL652-1826（三田村）

## 関連ビデオ上映&図書展示コーナー

上映時間	タイトル
10:00～(25分)	元気に再チャレンジ キラキラしてる女性たち
11:00～(27分)	ワーク・ライフ・バランス
12:00～(20分)	ケースで学ぶパワー・ハラスメント対応
13:00～(24分)	セクハラへの代償
14:00～(37分)	考えよう！職場のジェンダー 討議・検証・解説編
15:00～(25分)	はじめよう！職場のポジティブ・アクション 実践編



問い合わせ先

もりおか女性センター

□本館 盛岡市中ノ橋通1-1-10 プラザおでって5F

TEL 019-604-3303

□別館 盛岡市着町2-8

TEL 019-624-3583

※お車で越しの際は、おでって地下駐車場(有料)、もしくは近隣の駐車場(有料)をご利用ください。

主催/もりおか女性センター（指定管理者 特定非営利活動法人参画プランニング・いわて）  
 共催/もりおか女性の会

